

平成29年7月 議会月例報告会

平成29年7月27日【町民生活課】

1. 国民健康保険の保険証更新について

＜通常保険証(有効期間1年)＞有効期限:平成29年8月1日～平成30年7月31日
発送日:7月14日(金)、発送方法:簡易書留、発送数:2,511世帯(世帯毎に発送)

＜上記以外の短期証該当世帯＞120世帯213人

短期証該当世帯については、国保税の滞納状況を確認し、税務課と6月中旬に協議を行い、一定の基準を元に把握及び選定を行いました。

なお、納付相談等を行っていただくため、役場へ来庁いただくよう7月18日に対象世帯へ通知を発送しました。(63世帯)

来庁され、まだ国保税の滞納がある方には、税務課での相談状況、納付状況により、1～3ヶ月の有効期限の短い保険証を交付します。

また、短期証該当世帯の中で、18歳未満の方が居る場合、その方には12ヶ月の短期証を交付しています。【18世帯、38人】

2. 後期高齢者医療の保険証更新について

＜通常保険証(有効期間1年)＞有効期限:平成29年8月1日～平成30年7月31日
発送日:7月14日(金)、発送方法:簡易書留、発送数:3,491人(被保険者毎に発送)

＜上記以外の短期証該当者＞

短期証該当者は、平成29年3月31日までに滞納のある方を短期証選定対象として抽出後、後期高齢者保険税の滞納状況を確認し把握しました。

また、納付相談等を行っていただくため、役場へ来庁いただくよう6月下旬に対象者へ通知を発送しました。(6人)

来庁され、まだ後期高齢者保険税の滞納がある方には、税務課での相談状況、納付状況により、有効期限の短い短保険証を交付します。

3. 特別医療受給資格証の更新について

＜特別医療(重度心身等)＞

発送日:7月14日(金)、発送方法:普通郵便【国保・後期高齢該当者は保険証の簡易書留に同封】、発送数:約468人

有効期限:平成29年8月1日～平成30年7月31日

但し、障がい者手帳の有効期限が平成30年7月31日以前の者については、手帳の有効期限が特別医療の有効期限となります。

所得判定により8月1日からも対象となる方へ受給資格証を送付し、所得超過により対象外の方や申告が必要な方にはその旨を記載した通知を送付しました。